審議会等の会議の概要の記録

会議の名称	令和２年度　第１回甲州市地域福祉推進委員会
開催日時	令和２年８月１２日　午後３時から
開催場所	甲州市役所本庁舎　２階　第１会議室
議題	１　多機関協働による包括的相談支援体制推進事業等について ２　その他
出席委員	天野つね子委員、有賀和子委員、小池裕美委員、小林一三委員、佐藤多賀子委員、佐野俊一委員、中村功委員長、中村文雄副委員長、原庚徳委員、三科英訓委員　（五十音順）
会議の公開又は非公開の区分	公開
会議を一部公開又は非公開とした場合の理由	
傍聴人の数	１　人
審議概要	別紙のとおり
事務局に係る事項	福祉課　地域福祉担当　32-5027　出席人数４人
その他	

甲州市地域福祉推進委員会　審議概要

開催日時	令和２年８月１２日（水）　15：00～16：00
開催場所	本庁舎　２階　第１会議室
出席者	天野つね子委員、有賀和子委員、小池裕美委員、小林一三委員、 佐藤多賀子委員、佐野俊一委員、中村功委員長、中村文雄副委員長、 原庚徳委員、三科英訓委員　（五十音順）
欠席者	髙野優子委員
議題	１　多機関協働による包括的相談支援体制について ２　その他
事務局	武澤課長、相談支援担当服部リーダー 地域福祉担当窪田リーダー、有賀
内容 １．開会 ２．委員長あいさつ ３．議事 （１）　多機関協働による包括的相談支援体制推進事業等について	次第に基づき以下のとおり進められた。 ○事務局　開会の辞　及び　自己紹介 ○委員自己紹介及び職員自己紹介 ○中村功委員長あいさつ ○委員長　（１）多機関協働による包括的相談支援体制推進事業等について事務局から。 ○事務局窪田　事業について説明 「多機関協働による包括的相談支援体制推進事業」とは、国の補助の対象で、今年度から甲州市社会福祉協議会に委託をしている。この事業は、福祉ニーズの多様化・複雑化により、単一の相談機関では十分に対応ができない「制度の狭間問題」を解決するため、複合的な課題を抱える人に対する問題解決のための支援を行う事業。福祉のみならず、様々な機関と連携を取り、まとめて対応ができるようにする。 相談支援包括化推進委員は、社協に２名配置。相談者への支援を行う。この事業は今年度当初からスタートしているが、コロナの影響により６月から実際には動き出した。６月は３件、７月は５件の相談があった。 ○中村文雄委員 民生委員としてどのように関わっていけばいいか。今まで通り、地域の高齢者の困りごとについて、福祉課や介護支援課に相談した方がいいか。それとも、多機関協働相談支援センターに相談した方がいいか。また、情報提供はしてもらえるか。 ○事務局窪田 今後は多機関協働相談支援センターに相談して欲しい。今後、民児協地区定例会にて、推進員２名が説明に伺う予定。情報提供については、個人情報にあたるので、すべてを提供することはできない。

	○佐野委員 ６月と７月に相談があったとのことだが、相談内容について知りたい。 ○事務局窪田 債務や障害、医療相談、家族間のトラブル等の相談内容であった。 ○佐野委員 総合的な窓口になるとのことだが、相談内容によって、既存のそれぞれのセンターと連携するということか。 ○事務局武澤課長 その通り。今までは、様々な困りごとに対して窓口が異なるため、相談者の方をたらいまわしにしてしまっていた。そのため、第３次地域福祉計画の基本目標において、困っている人を包括的に支援する体制づくりをするという計画を立てた。様々な機関と繋げる役目を担うのが、このセンターの役割と思っていただきたい。 ○中村功委員長 市民へのPR方法は ○事務局武澤課長 市民への周知は考えていない。それぞれの相談窓口が、この多機関協働相談支援センターを知っていれば、そこから繋げられる。
（２）　その他	○委員長　（２）その他について事務局から ○事務局服部　成年後見制度の利用促進について説明 成年後見制度の利用促進について、条例改正により役割が増えたので説明する。成年後見制度とは、財産の管理やお金の使い方が難しい方について、家庭裁判所で選任を行い、後見人をつける制度のこと。高齢化に伴い、認知症の方も増えてきているため、利用促進が急がれるところである。甲州市の状況については、資料のとおり。 成年後見制度利用促進法第１４条において、市の講ずる措置として次のとおり定められている。 ①成年後見制度の利用を促進するための基本的な計画を定めること。これは、昨年度策定した「第３次地域福祉計画」があたる。 ②成年後見制度の実施機関の設立。これは、中核機関として、計画の中に「甲州市社会福祉協議会権利擁護支援センター」が定められている。 ③審議会その他の合議制の機関の設立。これは、甲州市地域福祉推進委員会が条例で定められている。 また、甲州市附属機関の設置に関する条例の「甲州市地域福祉推進委員会」について、（３）成年後見制度の利用促進に関する事項を、議会をとおして条例改正を行った。

	中核機関が担う４つの機能について。 ①広報機能　②相談機能　③成年後見制度利用促進機能　④後見人支援機能 この①～③の機能について、ほとんどできているが、④については、親族後見人や市民後見人の想定はしているが、まだ甲州市では該当者がいないため、まだできていない部分。 今後の予定について、国の方針に合わせ、令和３年度までに中核機関を設置する予定。今後は、設置にあたって協議が必要になるため、ＷＧの設置を行う。ＷＧは、福祉課、介護支援課、社協の実務を担う担当間で構成する。ＷＧのスケジュールは資料の通り。最後に、ＷＧでの協議結果を、来年２月くらいに、第２回地域福祉推進委員会にて報告し、甲州市における成年後見制度利用促進について整える予定。 ○中村功委員長 成年後見制度は、今後ますます重要になる。特に、一人暮らしの老人が３年前と比較して倍近く増えており、今後の議論を期待する。 ○中村委員長　その他なければ、これで議事を閉じる。
４．その他	○事務局　今後の日程について説明
５．閉会	○事務局　閉会の辞